

「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める意見書

超高齢化を迎える中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には37.7万人が不足するとしています。平成27年4月の介護報酬改定では、介護職員の低賃金の改善を図るためとして介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬が引き下げられ、事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を講じる必要があります。

介護職場の労働環境も深刻な状況となっています。介護施設の人員体制は、法定で利用者3人に対して介護職1人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、職員を加配しています（介護事業経営実態調査）。介護現場では年次有給休暇はもとより、公休すら計画通りに取得できないという実態が横行しており、法定基準を大幅に引き上げて労働環境の改善を図る事は離職防止をすすめる上でも重要な課題となっています。

介護従事者の処遇改善や安全・安心な職員体制の確立は、介護報酬の範囲内で対応することとされています。しかし、各種介護サービスの基本部分に関わる報酬（基本報酬）はこの間の介護報酬改定で大幅に引き下げられており、これ以上、事業所の努力に委ねることは困難です。一方で、介護報酬を引き上げれば介護給付の増大や保険料負担の増加を招き、介護保険制度の持続可能性を損なう恐れがあります。従って、介護従事者の処遇改善や人員配置基準の引き上げは国の責任で行う必要があります。

介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策、および安全・安心の介護保障を実現していくために、下記の事項について、国に要望します。

1. 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
2. 介護保険施設の人員配置基準を利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。夜間の人員配置を改善すること。
3. 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月17日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
厚生労働大臣 下村博文 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会